八代市本庁舎自動販売機設置に係る公募型プロポーザル募集要項及び仕様書

八代市では、公募型プロポーザル方式（書類選考型）により、飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を選定し、自動販売機の設置に係る市有財産の貸付けを行います。

本プロポーザルに参加を希望される方は、この募集要項及び仕様書をよく御確認いただき、内容を御承知の上御参加ください。

第１ 募集要項

１ 貸付物件の概要

（１）施設名

八代市本庁舎（熊本県八代市松江城町１番２５号）

（２）設置場所及び設置台数等

物件番号	枝番	設置場所	設置台数	最低貸付料（月額・税別）
1	①	本庁舎１階　売店前フリースペース（南側）	1	５，０００円
	②	本庁舎４階　リフレッシュコーナー	1	
2	①	本庁舎１階　エレベーター１・２の背面（北側）	1	５，０００円
	②	本庁舎２階　エレベーター１・２の背面（南側）	1	
3	①	本庁舎１階　エレベーター１・２の背面（南側）	1	５，０００円
	②	本庁舎２階　エレベーター１・２の背面（北側）	1	

※貸付物件は、上記のとおり２台で１物件となるので注意すること。

※設置場所は別添「物件位置図」で確認すること。

（３）貸付面積（１台分あたり）

・自動販売機　：１．３㎡（幅1.3m程度×奥行1.0m程度）

・回収ボックス：０．３６㎡（幅0.6m程度×奥行0.6m程度）

・合計　　：１．６６㎡以内

※貸付面積には、自動販売機の放熱スペース、支持台等を含む。

（４）貸付期間

令和９年２月１日から令和１４年１月３１日まで

※貸付契約は貸付期間の末日で終了し、更新は行わない。

※本庁舎の熊本地震被災に係る復旧工事の実施期間中は、本市が指定する場所へ移転する場合がある。移転に際しては、次の事項に同意するものとする。

ア　移転先の設置場所及び移転時期については、本市が別途指定するもの。

イ　移転先における設置スペース、電源、給水・排水等の設置条件が本庁舎と異なる場合があること。

ウ　機器の移転、撤去及び再設置に要する費用は、事業者の負担とすること。

エ　復旧工事の完了後は、貸付契約で定める元の設置場所に機器を復帰させ、貸付契約を継続すること。

オ　移転に伴う機器の破損、盗難等のリスクについては、事業者の責任とすること。

（５）販売商品

缶入り又はペットボトル入りの飲料水（酒類を除く。）とする。（詳細は「第２ 仕様書 ２ 販売商品の種類等」を参照）。

２　参加申込みができる物件数

・参加申込みをする場合は、１（２）に記載する物件について、参加申込書（様式第１号）に設置希望順位を付すこと。（希望順位を付すことで、複数の物件に参加申込みをしたものとみなす。）

・貸付けをする物件の件数は、原則として１事業者につき１件とする（参加申込件数が少ない場合は、１事業者に２件以上の貸付けを行うことがある。）。

３　参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人事業主とする。

（１）公募開始の日までの直近１年間において自動販売機設置業務又はこれに類する業務の取扱実績があること。

（２）本市に本社、支店又は営業所を置く事業者にあっては八代市税の滞納がないこと。その他の事業者にあっては、国税に滞納がないこと。

（３）地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号の規定のいずれにも該当しないこと。

（４）八代市暴力団排除条例第２条第１号から第３号までの規定のいずれにも該当しないこと。

（５）八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱第３条第１項の規定による排除措置を行われていないこと。

（６）会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

（７）民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

（８）破産法に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

（９）八代市競争入札有資格者名簿に記載のある事業者にあっては、八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領第２条又は第３条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

４　日程

項　　目	日　　程
参加申込書類提出期間	令和８年１１月２５日（水）～令和８年１２月１６日（水）
質問受付期間	令和８年１１月２５日（水）～令和８年１２月１１日（金）
質問回答	令和８年１２月１４日（月）まで
設置予定事業者の選定	令和８年１２月下旬
選定結果の通知	令和８年１２月下旬
市有財産貸付契約の締結	令和９年　１月上旬
設置準備	令和９年１月３１日（日）まで
貸付開始（販売開始）	令和９年２月１日（月）

５　参加申込手続

（１）参加申込書類

書 類 名	提出部数	法人の場合	個人事業主の場合
① 参加申込書（様式第１号）	1部	○	○
② 誓約書（様式第２号）	1部	○	○
③ 提案確認書（様式第３号） ※カタログ、管理責任体制が分かる資料等を添付	1部	○	○
④ 商業登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書） （申込日から３か月以内発行のもの、写し可）	1部	○	
⑤ 事業主の身分証明書（本籍地の市区町村発行） （申込日から３か月以内発行のもの、写し可）	1部		○
⑥ 印鑑登録証明書 （申込日から３か月以内発行のもの、写し可）	1部	○ 法人分	○ 事業主分
⑦ 直近の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書） （写し可）	1部	○	
⑧ 直近の税申告関係書類 【青色申告の場合】 直近１年分にかかる青色申告書の損益計算書及び資産負債調 （写し可） 【白色申告の場合】 直近１年分にかかる所得税確定申告書 （写し可）	1部		○
⑨ 市税の納税証明書 ※八代市内に事業所等又は住民登録がある場合 （申込日から３か月以内発行のもの、写し可）	1部	○ 法人及び代表者個人分	○ 事業主分
⑩ 国税の納税証明書 【法人の場合】 その３の３ （申込日から３か月以内発行のもの、写し可） 【法人の代表者個人、個人事業主の場合】 その３の２ （申込日から３か月以内発行のもの、写し可）	1部	○ 法人及び代表者個人分	○ 事業主分
【書類作成上の注意事項】 １ ①～③の書類には、⑥の登録印を押印すること。 ２ 八代市競争入札参加有資格者に登録されている場合は、④～⑨の書類の提出は不要。 ３ 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。			

（２）提出方法

・４に記載する参加申込書類提出期間内に（１）の参加申込書類を第３事務局に持参又は郵送により提出すること。

・持参する場合は、平日（八代市の休日を定める条例で定める休日以外の日をいう。）の午前９時から午後４時までの間に書類を提出すること。

・郵送する場合は、参加申込書類提出期間の末日までに書類を提出すること（同日の午後４時まで必着）。

（３）提案確認書の作成について

・提案確認書（様式第３号）は、選択回答形式（一部記述形式あり）としており、各評価項目について選択肢の中から提案内容にあてはまるものを選んで回答すること。

・提出にあたっては、設置する自動販売機のカタログや管理責任体制が分かる資料などを添付すること。
・提案確認書に虚偽の記載をした場合は、それを無効とし提案者を失格とする。

6　質問及び回答

（1）質問

４に記載する質問受付期間の末日の午後４時までに質問書（様式第４号）に質問事項等を記入し、第３ 事務局のメールアドレス宛てに提出すること。なお、メール送信後、電話で到着確認を行うこと。

（2）回答

提出された質問及びそれに対する回答は、４に記載する質問回答の期限までに、取りまとめて八代市公式ホームページにおいて公開する。

7　設置予定事業者の選定

（1）評価項目・配点

次の項目、視点及び配点により、提案内容の評価を行う。

評価項目		評価の視点	配　点
①	地域貢献	・ 本市への過去５年間の飲料水の無償提供（実績） ・ 令和８年熊本地震における本庁舎に設置する自動販売機の機内在庫飲料水の無償提供（実績） ・ 今後の本市への災害備蓄用飲料水の無償提供（提案） ・ 今後の災害時における機内在庫飲料水の無償提供(提案)	３０点
②	デザイン及び利便性	・ ユニバーサルデザイン対応 ・ キャッシュレス機能	１０点
③	管理責任体制	・ 故障・クレーム対応 ・ 機器メンテナンス・商品管理	１５点
④	地元企業の育成	・ 八代市内における本社、支社・支店、営業所等の有無	１５点
⑤	売上手数料率	・ 貸付料の算定に適用する売上手数料率（提案） ・ １５％を基準として、１％上がるごとに１．５点を加点	３０点
合　　計			１００点

（2）設置予定事業者の選定

次の手順により選定する。

ア　提出された提案書の評価項目ごとに採点し合計した結果に基づき、事業者の総合順位を決定する。

イ　選定は、総合順位が最上位の事業者から順に１者ずつ行うものとし、当該事業者が設置希望順位を付している物件のうち、その時点で未だ設置予定事業者が決定していない最上位の物件を、当該事業者への貸付物件として確定する。

ウ　上位の事業者によって物件がすべて決定済みである場合、又は当該事業者が他に設置を希望する物件がない場合は、当該事業者への選定は行わないものとし、直ちに総合

順位が次位の事業者の選定へ移行するものとする。この手順は、すべての物件の設置予定事業者が決定するか、又は対象となる事業者がいなくなるまで順次繰り返すものとする。

エ　上記において２者以上の事業者が同点の場合は、項目ごとに比較し、「売上手数料率」「地元企業の育成」の順で高い者を上位とし、さらに同点の場合は、本プロポーザルの執行業務に関係のない職員によるくじ引きによって決定する。

８　選定結果の通知・公表

・７による選定結果は、本プロポーザルに参加した事業者全員に通知するとともに、八代市公式ホームページにおいて公表する。

・選定の経緯についての問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

９　貸付契約の締結

設置予定事業者に選定された事業者が、市と協議し合意に至った場合は、八代市との間に地方自治法第２３８条の４第２項第４号の規定による市有財産貸付契約を締結するものとする。

１０　参加申込みの無効、設置予定事業者の選定の取消し等

（１）次のいずれかに該当する参加申込みは、無効とする。

ア　虚偽の内容又は不正の行為による参加申込み

イ　３に記載する参加資格要件を満たしていない参加申込みその他この募集要項に違反する参加申込み

（２）次に掲げる場合は、設置予定事業者の選定の取消しを行う。

ア　設置予定事業者が正当な理由なく９に記載する貸付契約を締結しないとき。

イ　設置予定事業者の選定後に当該事業者が３に記載する参加資格要件を満たさないことが明らかとなったとき。

ウ　設置予定事業者の選定後に当該事業者が（１）アに掲げる参加申込みをしていたことが明らかとなったとき。

エ　その他社会的信用を損なう行為等により自動販売機の設置事業者として適当でないと八代市が判断したとき。

（３）（２）により設置予定事業者の選定を取消したとき、又は設置予定事業者が貸付契約の締結を辞退したときは、７（２）において当該事業者の次順位となった者を設置予定事業者に選定し、契約の交渉を行う。

１１　その他（募集要項）

（１）提出期限以降における書類の差替え、再提出は認めない。

（２）参加申込みを辞退する場合又は貸付契約の締結を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

（３）本プロポーザルに係る一切の費用は参加申込者の負担とする。

（４）提出された書類等は返却しない。

（５）参加申込書類提出期間の初日において、参加申込みをしようとする２者以上の事業者が貸付期間内に経営統合等を行うことが明らかであるときは、参加申込みができる事業者は、それらの事業者のうち１者に限るものとする。

１２　参考データ

物件番号	枝番	設置場所	令和７年度 年間売上数量
1	①	本庁舎１階　売店前フリースペース（南側）	5,732 本
	②	本庁舎４階　リフレッシュコーナー	22,808 本
2	①	本庁舎１階　エレベーター１・２の背面（北側）	11,988 本
	②	本庁舎２階　エレベーター１・２の背面（南側）	10,230 本
3	①	本庁舎１階　レベーター１・２の背面（南側）	15,466 本
	②	本庁舎２階　エレベーター１・２の背面（北側）	9,995 本

第２ 仕様書

１　設置する自動販売機の種類及び条件並びに設置事業者の遵守事項

（１）種類

缶入り又はペットボトル入りの自動販売機で、設置場所に適合するもの。

（２）デザイン

デザイン（外観色含む。）は、周辺環境に配慮し、公共施設にふさわしいものとすること。

（３）環境対策

省エネルギー技術や低ＧＷＰ冷媒の採用など環境に配慮したものであること。

（４）安全対策

自動販売機の設置に当たっては、施設の躯体に負担のかからない方法で転倒防止措置を講ずること。

（５）衛生管理

関係法令等を遵守するとともに、衛生管理、感染症対策等を徹底すること。

（６）容器回収ボックスの設置

ア　設置事業者は、設置する自動販売機１台につき１個の容器回収ボックスを自動販売機付近の市が指定する場所に設置すること。

イ　設置事業者は、設置した容器回収ボックス内の容器を全て回収し、容器包装リサイクル法など関係法令に基づき適切に処理すること。なお、売上が多い場合は、複数の容器回収ボックスの設置を認める場合がある。

（７）維持管理等

ア　設置事業者は、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充、故障時の対応、自動販売機内部及び外部並びに設置場所周辺の清掃など自動販売機の維持管理運営に必要な一切の業務を行うこと。

イ　容器の回収は速やかに行うとともに、容器の回収ボックス周辺の環境美化の維持に努

めること。

ウ　新硬貨及び新紙幣が使用できること。１０円硬貨、５０円硬貨、１００円硬貨、５００円硬貨及び１，０００円紙幣が使用できること。

エ　決済機能として、クレジットカード決済、電子マネー決済、QR コード決済等のキャッシュレス機能の搭載を推奨する。導入に伴う全ての費用は事業者の負担とする。

（８）故障、問合せ及び苦情への対応

設置事業者は、経済産業省・農林水産省・財務省・厚生労働省の４省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱」に基づき、連絡先電話番号等を表示した自動販売機管理者ステッカーを見えやすい位置に貼付するとともに、故障、問合せ及び苦情に対しては、設置事業者の責任において対応すること。

（９）その他遵守事項

ア　貸付契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

イ　売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出又は現地での調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

２　販売商品の種類等

販売商品の種類は、炭酸飲料、コーヒー飲料、茶、水及びこれらに類する清涼飲料水並びに乳酸菌飲料とする。酒類（ノンアルコール飲料を含む）及びこれらに類する商品は販売できない。

３　貸付料

貸付料は、各月の売上金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に設置事業者が提案した売上手数料率を乗じて得た額　（その額が「第１　募集要項１（２）」に記載する最低貸付料の額に満たないときは、当該最低貸付料の額とする。）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、月ごとに支払うものとする。

４　電力使用料

（１）自動販売機に係る電力量料金は、設置事業者の負担とする。

（２）自動販売機の設置事業者は、電気料金の算出のため、自動販売機の電気使用量を計測する検定付電力量計（専用子メーター）を設置することとし、市が定める方法で計算した金額を毎月市に納付すること。

５　費用負担

自動販売機の設置費用、電力使用量を計測する専用子メーターの設置費用（壁面上部の既設コンセント使用可）、維持管理及び撤去に要する費用など一切の費用は、設置事業者が負担するものとする。

６　販売実績の報告

自動販売機の設置事業者は、別に市が指定する期間ごとに、各自動販売機の販売数量及び売上金額を市に対して報告するものとする。

7　契約の解除

設置事業者は、自己の都合により自動販売機を撤去する場合は、1か月前までに市に書面にて通知し、市の指示する方法により契約を解除することができる。

8　原状回復

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して市の確認を受けなければならない。なお、その際生じる費用は設置事業者の負担とする。

9　その他（仕様書）

（1）市が必要と判断した場合、施設内に自動販売機を増設することがある。これによって既に設置していた自動販売機の売上げが減少したとしても、設置事業者は市に補償を請求することはできない。

（2）自動販売機の設置事業者から報告された販売数量及び売上金額は、次回公募の参考資料などとして公表する場合がある。

（3）本仕様書に定めのない事項については、設置事業者と市で協議のうえ決定する。

第3 事務局

担当部署　八代市財務部財産経営課ファシリティマネジメント推進係
所在地　〒８６６－８６０１　八代市松江城町１番２５号（八代市役所３階）
電話番号　０９６５－３３－５８３７
メール　keiei@city.yatsushiro.lg.jp